

承認第18号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年12月3日提出

越前町長 高田 浩樹

専決第17号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度越前町一般会計補正予算（第7号）

令和7年度越前町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,168,616千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年10月1日専決

越前町長 高田 浩樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12分担金及び負担金		69,394	622	70,016
	1負担金	69,394	622	70,016
19繰越金		307,211	3,778	310,989
	1繰越金	307,211	3,778	310,989
補正されたなかつた款にかかる額		13,787,611		13,787,611
歳入	合計	14,164,216	4,400	14,168,616

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1, 603, 290	4, 400	1, 607, 690
	6 学校給食費	258, 060	4, 400	262, 460
補正されたなかつた款にかかる額		12, 560, 926		12, 560, 926
歳出	合計	14, 164, 216	4, 400	14, 168, 616

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分 担 金 及 び 負 担 金	69, 394	622	70, 016
19 繰 越 金	307, 211	3, 778	310, 989
補 正 さ れ な か つ た 款 に か か る 額	13, 787, 611		13, 787, 611
歳 入 合 計	14, 164, 216	4, 400	14, 168, 616

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般 財 源	
				特 定 財 源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
10 教 育 費	1,603,290	4,400	1,607,690			622	3,778	
補 正 さ れ な か つ た 款 に か か る 額	12,560,926		12,560,926					
歳 出 合 計	14,164,216	4,400	14,168,616			622	3,778	

## 2 歳入

## (款) 12 分担金及び負担金

## (項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教 育 費 負 担 金	13,991	622	14,613	1 学 校 給 食 費 負 担 金	622	小学校負担金 329 中学校負担金 197 給食センター職員負担金 96
計	69,394	622	70,016			

## (款) 19 繰越金

## (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	307,211	3,778	310,989	1 繰 越 金	3,778	前年度繰越金
計	307,211	3,778	310,989			

3 歳出

(款) 10 教育費

(項) 6 学校給食費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般 財 源	区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 給食総務費	258,060	4,400	262,460			622	3,778	10 需 用 費	4,400	賄材料費
計	258,060	4,400	262,460			622	3,778			

